

電子納品及び電子検査に関する特記仕様書

第1条（工事完成図書の提出）

（1）工事完成図書は「愛媛県工事完成図書の電子納品要領」（以下、「電子納品要領」という。）に基づいて作成した電子データを、電子媒体（CD-R）で2部提出する。また、電子媒体については、納品後3年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で再納品を行うものとする。

なお、電子納品要領等は、以下からダウンロードして入手すること。

「愛媛県工事完成図書の電子納品要領」

《愛媛県のホームページ》

<https://www.pref.ehime.jp/page/8103.html>

（国土交通省版）「工事完成図書の電子納品等要領」等

《国土交通省のホームページ》

<http://www.cals-ed.go.jp/>

（2）工事完成図書として、（1）の電子媒体での提出の他に、工事完成時の提出図書については1部を紙媒体で提出する。

ただし、工事写真については、完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真に限る。

第2条（検査）

原則として電子納品された電子媒体及び紙媒体による資料により検査する。

《注意事項》

※愛媛県工事完成図書の電子納品要領改正に伴い、平成23年4月1日以降に契約する工事については、国交省版（XML形式）又は簡易版（愛媛県独自：エクセル形式）で作成することが可能となりました。（詳細は上記愛媛県のホームページでご確認ください。）